

レクリエーション概念の歴史的検討

—社会教育研究の視点から—

坂内夏子(早稲田大学)

1. はじめに —研究の目的—

これまでレクリエーション概念理解をめぐる研究が多角的に深められてきている。その点をふまえつつ、本研究は社会教育研究の視点からレクリエーションをいかに把握するのか、その歴史的検討を行うことを目的としている。レクリエーションは、戦後社会教育法(1949年制定)において体育と並ぶ「組織的な教育活動」と定義されているのである。

戦後「民主化」政策のもとに、社会教育にも法的根拠を与えるべく制定された社会教育法は、国民の自己教育・相互教育を基底とするゆえに、「社会教育の自由」を拘束するものではなくそれを守ることを目的とした。以後、同法は「改正」を重ねながらも現在に至るまで社会教育を方向づけてきた経緯を持つ。その一方で同法自体にも課題が指摘されている。例えば、「『教育』に重点が置かれすぎていて『文化』や『スポーツ』といった分野が等閑視されている」(横山宏、1981)というものである。もちろん実際には地域文化活動やスポーツ活動が着実に日々営まれているのであろうが。そこで、なぜレクリエーションが社会教育として位置づけられるのか、考察される必要があると考えた。

レクリエーションは基本的には休養、慰安、気晴らしを意味しており、労働による心身の疲労を癒し活力を回復させることを目的としているといえる。しかし社会教育法において体育と並ぶ「組織的な教育活動」である以上には具体的には言及されておらず、むしろ同法の枠組み外の印象を与えている。しかし近代社会教育の成立過程においてレクリエーション、もしくは娯楽や余暇について社会教育論者が論じてきたという経緯が認められる。

レクリエーション概念理解をめぐる戦前日本における余暇・娯楽論の蓄積を社会教育史に位置づけていくことは、戦後の福祉との関わり、「豊かさとは何か」論、「貧困の再発見」論、レジャー・レクリエーションおよび体育・レクリエーションという括られ方、「労働」のあり方など、レクリエーションを取り巻く現代的課題の追究にもつながってくると思われる。

2. 研究の方法

まず、近代社会教育はなぜ成立したのか。それは近代学校制度に対するものと把握されているが、学校教育では負いきれない人間形成の機能としての一般社会の持つ形成機能に対する関心が高まったとみることができるであろう。すなわち社会教育における「社会」の持つ意味への注目である。このように考えながら近代社会教育生成期(1910 - 1920年代)の社会教育論を読んでみると「娯楽」という文字が目につく。

従って本研究では以下の方法を用いながら、何がキーワードに相当するのかについて考察を試みている。

- (1) 社会教育論者は「娯楽」にいかなる問題意識を示していたのか、それは社会教育の定義づけといかに関わってくるのか、時代順に跡付ける。つまり社会教育論はいかに問題構成されていたのか。論者はいかなる立場に置かれていたのか、分析する。
- (2) 娯楽について言及された単行本を対象に論者の問題意識を時代順に跡付ける。また論者は何をもって「娯楽」と捕らえていたのか。論者はいかなる立場に置かれていた

のか、分析する。

(3)以上より、(1)と(2)はどう関連してくるのか、関連づけることができるのか、分析を行う。

3. 近代娯楽論・社会教育論の分析の結果 ―キーワードとして―

近代娯楽論および社会教育論者の問題意識を整理した結果、キーワードとして「民衆娯楽」、「余暇」、「厚生運動」を指摘しておきたい。

(1)「民衆娯楽」

- ①民衆娯楽の前史としての娯楽観：民衆の娯楽に対する支配層の警戒
- ②近代化と民衆娯楽：娯楽従事者を動員して娯楽を利用しながら近代化政策の推進
- ③民衆娯楽論の登場：娯楽をどう捉えるか、また行政側の実態把握に向けた調査実施

(2)「余暇」

- ①「余暇」を対象とした調査：市民の余暇施設・余暇行動を大阪市が調査を実施
- ②「生活」概念の成立（余暇・娯楽・休養）：余暇的活動を規定する必要から「指導」
- ③近代合理化と「時間」：「時間」の観念の徹底と国民の道義的精神の促進

(3)「厚生運動」（リクリエーション）

- ①リクリエーション・ムーブメント：リクリエーションの成立
- ②厚生運動：「労働の後」なる余暇の国家による組織化
- ③戦時期の厚生運動：リクリエーション、健康増進に至る国民生活そのものの国策化

4. 考察のポイント

ここでは、1.「はじめに ―研究の目的―」で指摘した、レクリエーションは戦後社会教育法（1949年制定）において体育と並ぶ「組織的な教育活動」と定義されているという点に再び注目する。

(1)社会教育と体育・レクリエーションの結びつきについて

①体育をどう捉えるのか

例えば、1951年改訂の高等学校の学習指導要領では体育理論の内容としてスポーツ史、スポーツ倫理学、レクリエーション論、スポーツ組織論などが盛り込まれていた。スポーツを「文化」として捉えようとしたのではないかという指摘がみられる。

②レクリエーションをどう捉えるのか

ともすればアメリカ「民主主義」がもたらしたダンス・ゲームというイメージに止まりがちであるが、例えば戦前のレクリエーション論や、翼賛文化運動と戦後の文化運動との関連、①のスポーツ文化との関わりでのレクリエーション論の存在などがどれくらい意識されているであろうか。

(2)体育とレクリエーションの関係について

体育とスポーツをめぐる概念の整理も要されるのであるが、日本の近代化において（西洋より輸入された）スポーツが精神修養のいわば道具と化したという見方に対し最近の研究において捉え直しの必要が指摘されている。それは例えば庶民、民衆レベルでどんな娯楽が行われてきたのか、楽しまれてきたのかという点、すなわち民衆のエートスへのまなざしである。

※なお近代娯楽論者や社会教育論者の問題意識、および参考文献・引用資料については当日の資料で補足する。